

救済業務委員会説明資料

平成 17 事業年度上半期業務実績及び今後の取組み

平成 17 年 12 月 1 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

目 次

【平成17事業年度上半期業務実績】

．機 構 全 般

1．年度計画に基づく業務の推進

- (1) 16年度業務実績の評価結果 ----- 1
- (2) 17年度計画の推進 ----- 1

2．効率的かつ機動的な業務運営

- (1) 業務管理体制の強化・トップマネジメント ----- 1
- (2) 運営評議会の開催 ----- 2

3．国民に対するサービスの向上等

- (1) 一般相談窓口 ----- 2
- (2) ホームページの充実 ----- 2
- (3) 医薬品医療機器国民フォーラムの開催 ----- 3

4．情報システムの整備 ----- 3

5．人材の確保と育成

- (1) 人材確保の状況 ----- 3
- (2) 系統的な研修の実施 ----- 4
- (3) 人事評価制度の試行 ----- 5

．健康被害救済給付業務関係

1．医薬品副作用被害救済業務

- (1) 給付請求・決定件数 ----- 6
- (2) 副作用拠出金 ----- 8
- (3) 責任準備金 ----- 8
- (4) 相談業務 ----- 9
- (5) 情報提供・広報 ----- 10
- (6) 保健福祉事業 ----- 10

2 . 生物由来製品感染等被害救済業務	
(1) 感染救済給付請求・決定件数 -----	1 1
(2) 感染拋出金 -----	1 2
(3) 相談・広報 -----	1 2
3 . スモン関連業務（受託・貸付業務） -----	1 2
4 . エイズ関連業務（受託給付業務） -----	1 3

【今後の取組み】

. 機 構 全 般

1 . 人材の確保 -----	1 5
2 . 情報システムの整備	
(1) 業務・システム最適化計画の策定に向けた検討 -----	1 5
(2) セキュアルメールの導入 -----	1 5
3 . 機構の今後の在り方 -----	1 5

. 健康被害救済給付業務関係

1 . 医薬品副作用被害救済業務	
(1) 制度周知のための広報等 -----	1 5
(2) 救済業務の迅速な処理 -----	1 6
(3) 保健福祉事業 -----	1 6
2 . 生物由来製品感染等被害救済業務 -----	1 7

【平成17事業年度上半期業務実績】

・機構全般

平成17年度上半期においては、より一層の組織体制の整備、マネジメントの強化に努め、国民の期待に応えられる成果を上げられるよう、総合機構の総力を挙げて各種業務に取り組んできた。主な取り組み状況については、以下のとおりである。

1．年度計画に基づく業務の推進

(1) 16年度業務実績の評価結果

・厚生労働省独立行政法人評価委員会から「16年度の業務実績の評価結果」が出された(8月30日)。当機構の評価結果は、評価項目24項目のうち、A評価が20、B評価が2、C評価が2という結果であった(C評価(中期計画をやや下回っている)は、「救済給付業務の迅速な処理」と「治験相談」)。なお、この結果については、総合機構ホームページに掲載するとともに、10月に開催した運営評議会においても報告を行った。

(2) 17年度計画の推進

・中期目標、中期計画を達成するため、16年度末に17年度の年度計画を策定し、厚生労働大臣に提出し、これに沿って事業を展開している。

・このため、17年度事業の重点事項として、審査業務の充実、安全対策業務の充実、健康被害救済業務の改善を3つの柱とした今年度総合機構が重点的に推進すべき業務について、発表(4月27日)した。

・さらに、中期計画、年度計画や17年4月に掲げた「17年度事業の重点事項」を着実に推進していくため、年内に実施すべき事項を整理し、これらを確実に実現することにより、総合機構として、目に見える成果を上げることを目的として「平成17年末までに実施する重点事項」を発表(10月7日)した。

2．効率的かつ機動的な業務運営

(1) 業務管理体制の強化・トップマネジメント

・総合機構の改革の方向、財政のあり方、職員の採用と処遇のあり方等について検討し、その対応方針を定め、総合機構の総力を挙げて取り組むことを目的として、「改正薬事法施行等対策本部」を改組し、「総合機構改革本部」を設置(10月7日)して、議論を行っている。

・厚生労働省における「治験のあり方に関する検討会」での議論への寄与など、申請された治験データを審査する立場で総合機構としても治験に関する問題点を洗い出すことを目的として「治験問題検討委員会」を設置(8月2日)し、検討を行った。

(2) 運営評議会の開催

・6月22日、17年度第1回運営評議会を開催し、16年度の業務及び決算の報告、17年度事業の重点項目について、審議を行った。また、10月7日には、今年度2回目の運営評議会を開催し、16年度業務の実績評価結果の報告及び17年度上半期における主な事業の実施状況について審議を行った。

・また、審査・安全業務委員会を5月31日に、救済業務委員会を6月2日に開催し、それぞれ業務に関わる16年度の業務報告及び17年度の事業計画等について、審議を行った。

3. 国民に対するサービスの向上等

(1) 一般相談窓口

・機構に寄せられた相談等への対応方法、寄せられた意見を業務改善につなげるための検討方法を定めた「一般相談等対応方針」に基づき、17年2月1日から、一般相談窓口の運用を開始した。

・8月1日より相談者等の利便性の向上を図るため、昼休み時間を含めた対応を開始した。

・17年10月末現在、一般相談窓口寄せられた相談等は4月からの累計で1,333件(月平均190件)となっており、そのうち、医薬品・医療機器の申請・相談業務に係る照会・相談等は937件と7割を占めている。

	照会・相談	苦情	意見・要望	その他	合計
相談件数	1,328 (933)	3 (3)	2 (1)	0 (0)	1,333 (937)

注1：()は医薬品・医療機器の申請・相談業務等に係るもので内数

注2：医薬品・医療機器の申請・相談業務等に係る照会は、別途、審査管理部でも対応している。

(2) ホームページの充実

・海外への情報提供の充実を図るため、総合機構の業務等に関する英文情報の段階的整備を実施している。

(3) 医薬品医療機器国民フォーラムの開催

- ・ 広く国民に対し、総合機構の業務内容やその活動について周知を図るとともに、医薬品の意義、適正使用についての啓発を行うため、11月6日、品川インターシティホールにおいて「医薬品医療機器国民フォーラム」を開催した。

4 . 情報システムの整備

機構全体のネットワークの企画と実施の総合調整のための対応方針を定め、機構全体として情報システム化に取り組んでいくため、「情報システム管理等対策本部」を設置(6月7日)、17年10月末までに会議を2回開催し、情報化に向けた検討を行っている。

5 . 人材の確保と育成

(1) 人材確保の状況

- ・ 総合機構においては、17年度の改正薬事法の円滑な施行を含め、審査業務や安全対策業務を迅速・的確に遂行していくため、総合機構の中立性等に十分配慮しつつ、専門性の高い有能な人材を採用していくことが重要な課題である。

・ 中期計画においては、期初(16年4月1日)における常勤役職員数を317人、期末(21年3月31日)における常勤役職員数を346人と規定しているが、期初においては、256人と中期計画を大幅に下回る常勤役職員数であった。

- ・ このため、これまで「改正薬事法施行等対策本部」(本年10月1日「総合機構改革本部」に改組)の中に、「職員採用・人事・組織問題PT」を設け、職種ごとの採用計画の策定や処遇、嘱託の勤務形態等の見直しを行い、前年度に引き続き、公募を中心に必要な分野の有能な人材を確保していくため、ホームページや専門誌等を活用して、今年度は、これまでに常勤職員は4回、嘱託は3回の公募を実施し、次のとおり採用及び採用の内定を行った。

【17年度の公募による採用状況等:平成17年11月1日現在】

1)技術系職員 [公募3回]		
応募者数		約240人
採用者数		6人
採用内定者数		20人
2)事務系職員 [公募1回]		
応募者数		約 70人
採用者数		1人
採用内定者数		2人
3)嘱託 [公募3回]		
応募者数		約 30人
採用者数		5人
採用内定者数		3人

・また、特に人材確保が困難なGMP調査や生物統計職員については、中立性及び公正性に配慮しつつ、民間企業からの受け入れを容易にするため、就業規則に定める業務の従事制限について、臨時的な特例措置を設けたこと等により、今年度は、これまでに5人を採用した。

【機構の常勤職員数】

	平成16年 4月1日	平成17年 4月1日	平成17年 11月1日	中期計画 期初(16年度初)	中期計画 期末(20年度末)
機構全体	256人	291人	295人	317人	346人
うち審査部門	154人	178人	180人	-	-
安全部門	29人	43人	45人	-	-

注1) 機構全体の数値には、役員数6人を含む。

注2) 審査部門とは、審査センター長、審議役、審査管理部、新薬審査第一～三部、生物系審査部、優先審査調整役、一般薬等審査部、医療機器審査部及び信頼性保証部をいう。

注3) 安全部門とは、安全管理監、安全部及び品質管理部をいう。

(2) 系統的な研修の実施

・機構が行う審査・市販後安全対策・救済の各業務はいずれも専門性が高く、しかも医薬品・医療機器に関わる科学技術は日進月歩の進歩を遂げている。このため、職員の専門性を高めるべく適切な能力開発を実施することが必要であり、17年度は業務等の目標に応じて系統的な研修を実施するとともに、個々の職員の資質や能力に応じた研修の充実に努めた。また、新たな知見を身に着け、技能の向上を図るため、職員を国内外の学会等に積極的に参加させた。

・具体的には、昨年度末の研修委員会で定めた平成17年度の研修計画に沿って、

研修を実施している。

- ・17年度においては、4月と11月に初任者研修を実施、その他内部研修、外部研修の実施、国内外の大学・海外の医薬品規制機関等への派遣研修について、延べ26機関に62人を派遣している。内部研修のうち特に、国内外より規制当局関係者、専門家等を講師に招き、技術的事項について研修を行う特別研修を8回実施した。初任者に対しては、施設見学（医薬品製造工場2カ所・医療機器製造工場2カ所・医療機関4カ所・研究機関1カ所）を実施した。

- ・このほか、各部における学会・セミナー等参加状況を把握するため、四半期毎に状況確認を行った（9月末で299件）。

- ・研修の実施についての職員の要望は、初任者研修後、施設見学後、職員の意見を聴く会などで聴取した。

(3) 人事評価制度の試行

- ・中期計画において、職員の意欲向上につながる人事評価制度を導入し、職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格に適切に反映することとしている。

このため、17年度上半期においては、人事評価制度を行う上で必要となる評価体系の検討を進め、10月から管理職以上を対象とした人事評価制度の試行を開始した。

健康被害救済業務関係

1. 医薬品副作用被害救済業務

(1) 給付請求・決定件数

医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病、障害及び死亡に対し、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の給付を実施。

平成17年度上半期の請求件数は398件、決定件数は573件であり、給付の種類別件数は以下のとおり。

事業年度		平成14 事業年度	平成15 事業年度	平成16 事業年度	平成17事業 年度上半期
請求件数		629	793	769	398
給付 種別	医療費	474	640	613	318
	医療手当	533	683	650	346
	障害年金	67	68	73	40
	障害児養育年金	2	9	14	0
	遺族年金	24	56	54	22
	遺族一時金	44	42	47	22
	葬祭料	82	98	101	42

注：1件の請求に複数の給付の種類を含む。

事業年度		平成14 事業年度	平成15 事業年度	平成16 事業年度	平成17事業 年度上半期
支給決定		352	465	513	461
不支給決定		79	99	119	109
取下げ		0	2	1	3
合計		431	566	633	573

機構において、請求書の受理から厚生労働大臣の判定結果を得て、請求者あてに決定通知を行った事務処理期間は以下のとおり。

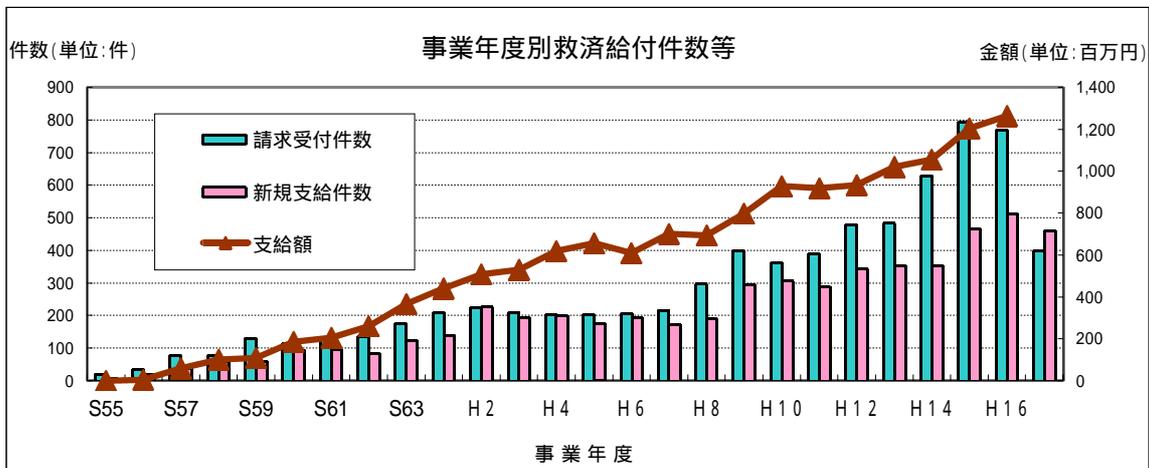
事業年度		平成14 事業年度	平成15 事業年度	平成16 事業年度	平成17事業 年度上半期
決定件数と処理期間 (中央値)		431 (8.3月)	566 (10.6月)	633 (12.4月)	573 (11.9月)

平成17年度上半期の給付の種類別支給決定件数の合計は914件、支給金額の合計は723百万円であり、内訳は以下のとおり。

事業年度	平成14事業年度		平成15事業年度		平成16事業年度		平成17事業年度上半期	
	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額
医療費	237	21,049	367	34,813	448	51,722	392	39,433
医療手当	293	30,654	408	35,388	472	42,711	414	34,290
障害年金	24	504,134	22	552,869	24	592,028	11	269,803
障害者年金	4	17,352	2	16,991	4	17,810	12	19,922
遺族年金	17	279,203	32	335,829	31	412,167	21	201,298
遺族一時金	27	195,070	30	217,148	19	137,041	22	151,276
葬祭料	48	8,522	61	11,205	48	9,167	42	7,140
合計	650	1,055,985	922	1,204,243	1,046	1,262,647	914	723,162

件数は、新規決定件数（定期年金受給者を含まない）である。

制度発足以降の請求受付件数、新規支給件数及び当該年度支給額は下表のとおり。



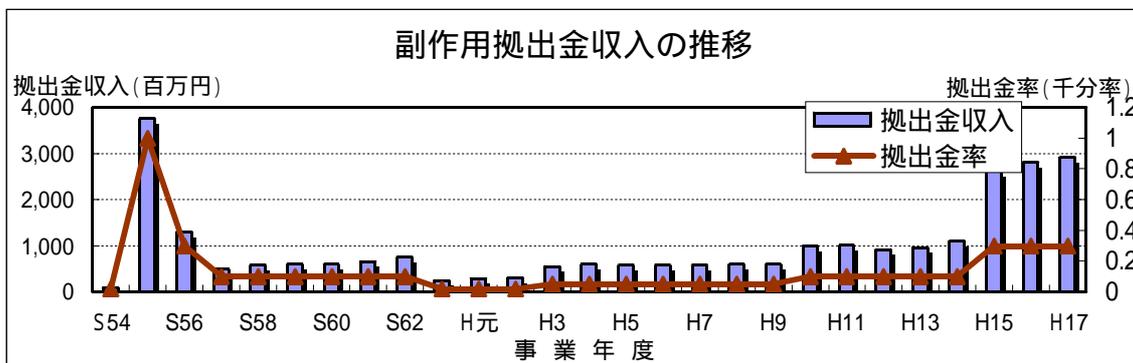
(2) 副作用拠出金

医薬品副作用被害救済給付業務に必要な費用に充てるため、許可医薬品製造販売業者から副作用拠出金の徴収を実施。

平成17年度の拠出金率は1000分の0.3であり、本年9月末までの副作用拠出金申告額は2,919百万円である。

事業年度	平成14	平成15	平成16	(百万円)
	事業年度	事業年度	事業年度	平成17事業 年度上半期
医薬品製造販売業者	1,094 (851社)	2,596 (842社)	2,844 (833社)	2,916 (745社)
薬局医薬品製造販売 業者	11 (11,436社)	11 (11,175社)	11 (10,550社)	3 (3,116社)
合計拠出金額	1,105	2,607	2,855	2,919
拠出金率	0.1/1000	0.3/1000	0.3/1000	0.3/1000

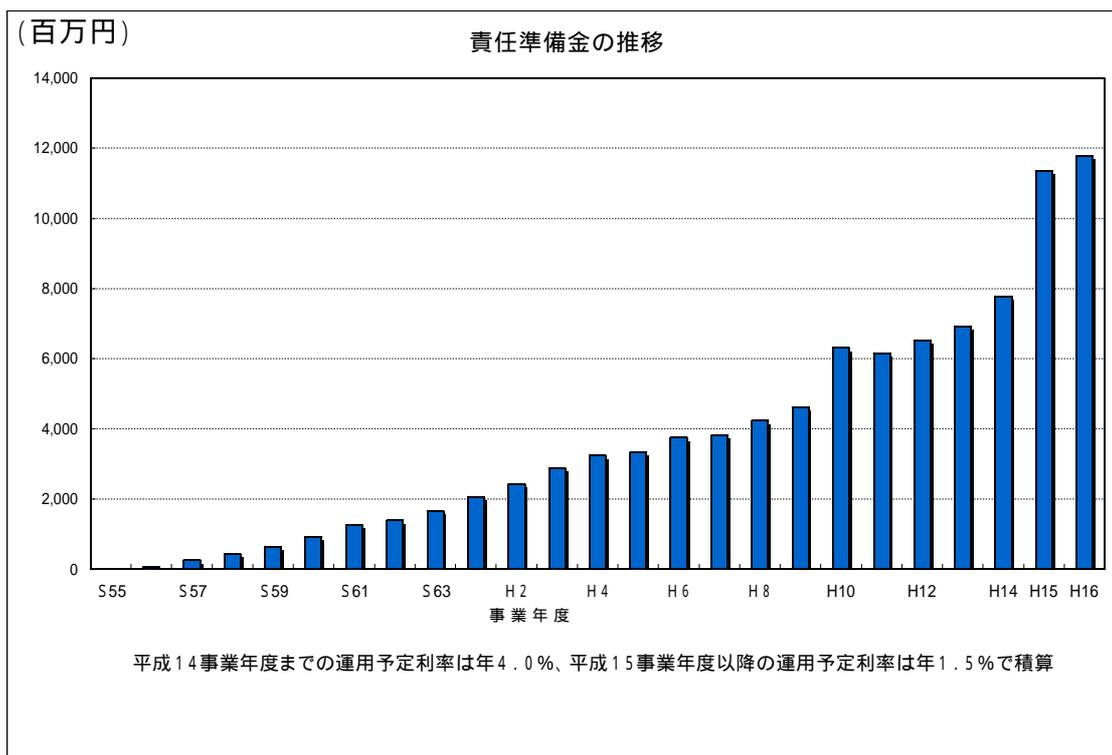
制度発足以降の副作用拠出金及び拠出金率は以下のとおり。



(3) 責任準備金

救済給付の支給を受けた者の将来の給付予想額を推計し、その将来給付を賄うために毎事業年度末において保有すべき資金額を計算して積み立てている。

平成16事業年度末は11,791百万円である。



(4) 相談業務

相談窓口に専任の職員を配置するとともに、7月12日には相談電話をフリーダイヤル化し、制度や給付手続きに関する相談を実施。

[フリーダイヤル：0120-149-931]

平成17年度上半期の相談件数は1,925件、内訳は以下のとおり。

事業年度		平成14 事業年度	平成15 事業年度	平成16 事業年度	平成17事業 年度上半期
給 付		1,345	1,559	1,571	633
内 訳	本人	391	558	488	234
	家族	357	460	459	195
	知人(弁護士含む)	31	39	41	13
	医療関係者	442	426	502	167
	行政関係者	15	8	13	6
	製薬企業	109	68	68	18
制度照会		369	3,326	1,466	713
その他		23	453	745	552
感染関係				129	27
合 計		1,737	5,338	3,911	1,925

また、平成17事業年度上半期のホームページへのアクセス件数は15,910件であった。

事業年度	平成14 事業年度	平成15 事業年度	平成16 事業年度	平成17事業 年度上半期
HPアクセス件数		35,726	41,947	15,910

(5) 情報提供・広報

ホームページにおける給付事例等の公表

制度に関する情報提供の内容を充実させ、制度運営の透明化を図るため、平成16事業年度の業務実績等をホームページで公表した。また、支給・不支給事例については、個人情報に配慮しつつ、16年4月～9月の決定分をホームページに公表したところであり、16年10月以降の分についても順次公表する予定である。

広報活動の実施

救済制度を幅広く国民に周知するため、広告会社を活用した効果的な広報を実施することとし、広告企画案の募集を行った。また、総合機構が実施する広報活動に加え、関係団体に対しても広報にかかる協力を依頼した。

(6) 保健福祉事業

保健福祉事業は、本救済制度の目的である医薬品の副作用による健康被害の迅速な救済を達成するために、健康被害者に対して救済給付の支給以外に機構が行う事業として次の二つの事業を実施。

平成16年度からの新規事業として、医薬品の副作用により重篤な健康被害を受けた方を調査し、その実態を把握することにより健康被害者のQOL向上策及び必要なサービス提供の在り方等を検討するため、「医薬品による被害実態調査検討会」を設置し検討を行ってきたが、本年度においては第1回の検討会を平成17年5月16日に開催し、アンケート調査項目や調査対象範囲等について検討を行い、8月にアンケート調査を実施した。

なお、調査結果は18年3月末までに取りまとめる予定。

【検討会委員】

日本社会事業大学教授	佐藤 久夫（座長）
慶應義塾大学医学部教授（眼科学）	坪田 一男
慶應義塾大学医学部教授（小児科学）	高橋 孝雄
全国薬害被害者団体連絡協議会世話人	栗原 敦
スティーブンス・ジョンソン症候群患者会代表	湯浅 和恵
日本製薬団体連合会救済制度委員会委員長	榛葉 洋
日本製薬団体連合会救済制度委員会副委員長	青柳 茂夫

昨年度に引き続き、「医薬品副作用被害救済制度における眼の障害認定の指標に関する研究」を行う。

この研究は、眼球乾燥による視力低下など通常の視力検査では評価することが困難な障害を持つスティーブンス・ジョンソン症候群などの重症眼障害患者（ドライアイ）に対し、より公平な障害認定を可能にするための新しい基準を作ることなどを目的として平成15年度より3年計画で実施している。

本年度は、昨年度に作成した新しい評価指標について改良型新実用視力計を用いた実地調査を踏まえ、学術的評価に必要な140程度の症例を収集し、それらについて検証を行うことにより、重度眼障害患者の視力測定法及び視力障害認定の臨床評価指標を確立する。

（研究班長：坪田一男 慶應義塾大学医学部眼科学教授）

2. 生物由来製品感染等被害救済業務

(1) 感染救済給付請求・決定件数

平成16年4月1日以降に生物由来製品（注）を適正に使用したにもかかわらず発生した感染等による疾病、障害及び死亡に対し、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料を給付するもの。

平成17年度上半期の請求実績はない。

（注） 人その他の生物（植物を除く。）に由来するものを原料又は材料として製造される医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器のうち、保健衛生上特別な注意を要するものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの。

事業年度	平成14事業年度		平成15事業年度		平成16事業年度		平成17事業年度上半期	
	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額
医療費	-	-	-	-	2	161	0	0
医療手当	-	-	-	-	2	142	0	0
障害年金	-	-	-	-	0	0	0	0
障害児養育年金	-	-	-	-	0	0	0	0
遺族年金	-	-	-	-	0	0	0	0
遺族一時金	-	-	-	-	0	0	0	0
葬祭料	-	-	-	-	0	0	0	0
合計	-	-	-	-	4	302	0	0

（参考）平成17年11月時点での請求状況は、3件（医療費、医療手当）となっている。

(2) 感染拠出金

生物由来製品感染等被害救済業務に必要な費用に充てるため、許可生物由来製品製造販売業者から感染拠出金の徴収を実施。

平成17年度の拠出金率は、1,000分の1であり、本年9月末までの感染拠出金申告額は553百万円である。

(百万円)

事業年度	平成14 事業年度	平成15 事業年度	平成16 事業年度	平成17事業 年度上半期
生物由来製品製造 販売業者	-	-	554	553

(3) 相談・広報

制度周知のためのパンフレット等を作成し、副作用救済制度と併せて広告会社等を活用するなどより効果的な広報に努めるとともに、副作用と共通の相談窓口で制度に関する照会等に対応している。

平成17年度上半期の相談件数は27件となっている。

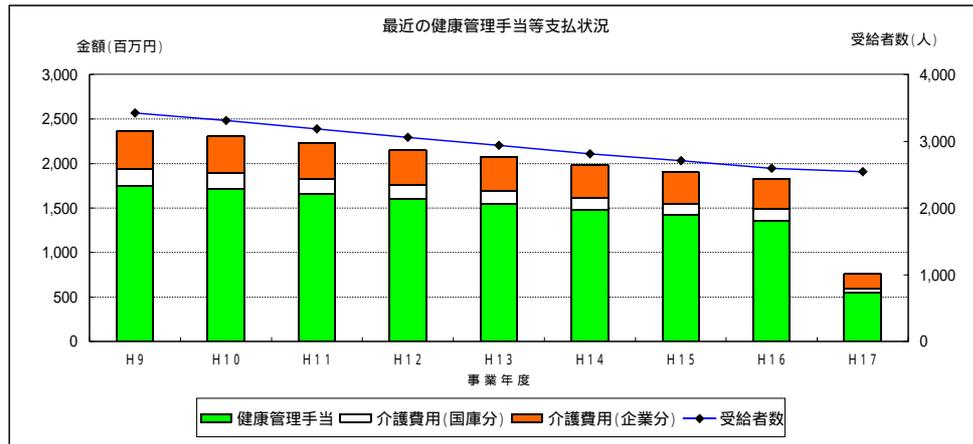
3. スモン関連業務(受託・貸付業務)

裁判上の和解が成立したスモン患者に対する健康管理手当及び介護費用の支払いを実施。

平成17年9月末現在の受給者数は2,547人、平成17年度上半期の支払額は758百万円である。

事業年度		平成14 事業年度	平成15 事業年度	平成16 事業年度	平成17事業 年度上半期
		人	人	人	人
受給者数		2,816	2,713	2,598	2,547
		千円	千円	千円	千円
支払額		1,984,996	1,901,829	1,829,332	757,786
内 訳	健康管理手当	1,475,029	1,417,469	1,359,056	549,677
	介護費用(企業分)	366,010	349,933	342,357	166,573
	介護費用(国庫分)	143,957	134,427	127,920	41,536

(注) 金額については、単位未満は四捨五入してあるので、支払額と内訳の合計は必ずしも一致しない。



4. エイズ関連業務（受託給付業務）

(1) 血液製剤によるH I V感染者に対し、以下の3事業を実施。

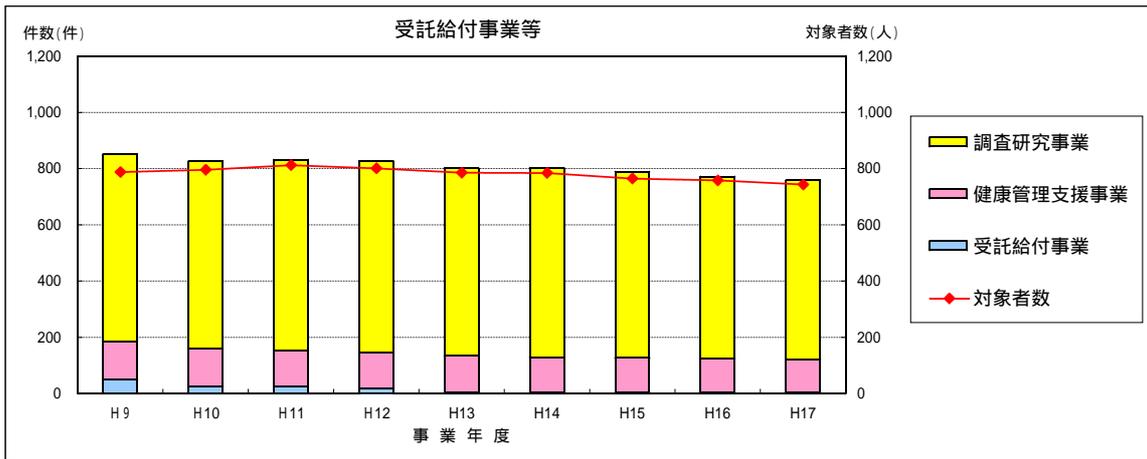
調査研究事業として、エイズ未発症者に対する健康管理費用の支給。

健康管理支援事業として、裁判上の和解が成立したエイズ発症者に対する健康管理手当の支給。

受託給付事業として、裁判上の和解が成立していないエイズ発症者に対する特別手当等の給付。

(2) 平成17年度上半期の給付対象者数は、調査研究事業が636人、健康管理支援事業が119人、受託給付事業が3人であり、3事業の合計は758人、総支給額は280百万円である。

事業年度	平成14 事業年度		平成15 事業年度		平成16 事業年度		平成17事業 年度上半期	
	人数	支給額	人数	支給額	人数	支給額	人数	支給額
調査研究事業	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
健康管理支援事業	673	360,489	662	355,343	647	348,446	636	171,099
受託給付事業	127	221,400	124	212,400	122	210,600	119	105,750
合計	3	8,812	3	8,733	3	8,706	3	3,628
合計	803	590,701	789	576,477	772	567,752	758	280,476



【今後の取組み】

・機構全般

1．人材の確保

審査・安全部門など中期計画の達成に必要な職員を採用するため、引き続き公募による採用を進めることとして、10月から概ね20人を採用予定者とした第4回目の公募を開始したところである。

2．情報システムの整備

(1) 業務・システム最適化計画の策定に向けた検討

・全ての独立行政法人の中期目標・中期計画に、業務・システム最適化計画に関する事項を盛り込み、19年度末までの早い時期に最適化計画を策定するよう方針が示されており、総合機構としても、今年度中にCIOの指名、CIO補佐官の設置を実施し、計画の策定に向けた必要な検討を行う予定である。

(2) セキュアメールの導入

・セキュリティを確保したメールシステムを導入し、機密性が一定程度以下の情報について、医薬品等の承認申請企業側と審査担当者がメールでやり取りすることにより、情報交換の効率化を図る予定である。

3．総合機構の今後の在り方

総合機構改革本部において、総合機構の改革の方向、財政のあり方、職員の採用と処遇のあり方等について、検討を進める予定である。

・健康被害救済業務関係

1．医薬品副作用被害救済業務

(1) 制度周知のための広報等

救済制度を幅広く周知させるために、広告会社等を活用することなどにより、一般国民、患者、医療関係者などにとってより効果的な広報を下記とおり計画し実施する。

広告会社を活用した広報

- ・地方紙等による広報
- ・インターネットによる広報
- ・薬袋を利用した広報
- 関係団体等への広報協力依頼
- ・日本製薬団体連合会発行の「医薬品安全対策情報紙」広報（10月号）
- ・日本薬剤師会発行の「お薬手帳」広報（平成18年1月～）
- ・厚生労働省発行の「知っておきたい薬の知識」広報（10月）

(2) 救済業務の迅速な処理

副作用救済給付請求件数の増加に対応するとともに、平成16年度から創設された生物由来製品感染等被害救済制度に係る業務を円滑に行うため、本年度から健康被害救済部に新たに調査課を設置し、事実関係を調査・整理した報告書を作成するとともに判定に必要な追加補足資料の請求を的確、効率的に行う専門家協議を導入したところである。厚生労働省においても本年10月から、医薬品副作用・感染等被害判定部会を2部会制とし、増加する請求事案の処理を迅速に行うこととしている。今後も厚生労働省と連携を図り、迅速な処理を行う。

給付事務の効率化、タイムクロック管理及び判定調査業務支援のための過去の事例における原因薬や副作用疾病の検索を可能とする副作用救済給付システムの改善を引き続き行う。

事務処理期間の短縮を図るため、厚生労働省と迅速化・効率化方策について引き続き検討を行い、随時、改善策を実施する。

(3) 保健福祉事業

「医薬品による被害実態調査検討会」は、本年度中にあと3回開催しアンケート調査結果の解析を行い、報告書を取りまとめる。平成18年度以降においては、本件報告書の結果を踏まえ、健康被害者のQOL向上策及び必要なサービスの提供の在り方に向けて具体的に検討を行う調査研究事業を実施することとしている。

「医薬品副作用被害救済制度における眼の障害認定に係る指標に関する研究」について本年度中にその成果・報告を得、制度を所管している厚生労働省に情報の提供を行う。

2 . 生物由来製品感染等被害救済業務

(1) 生物由来製品感染等被害救済制度は平成16年4月に創設された新しい制度のため、更なる制度の周知が重要なことから、副作用救済制度と併せて広告会社を活用するなどより効果的な広報を計画し、積極的に実施する。

広告会社を活用した広報

- ・地方紙等による広報
- ・インターネットによる広報

関係団体等への広報協力依頼

・日本赤十字社血液センターによる制度紹介パンフレットの医療機関への配布
(配布時期10月17日～23日)

専門誌による広報

- ・日本医師会雑誌(10月号)
- ・日本歯科医師会雑誌(10月号)
- ・日本薬剤師会雑誌(10月号)
- ・看護(10月号)
- ・日本病院薬剤師会雑誌(10月号)
- ・日本輸血学会雑誌(10月号)

政府広報の活用

・新聞突出し 産経、朝日、日経、ブロック紙、地方紙(掲載時期12月12日～18日)

(2) 感染救済給付業務が効率的かつ円滑に実施されるよう、感染救済給付システムの改善を行う。